

割賦販売による未実現総利益の

貸借対照表における表示について

桑 原 幹 夫

一 序

最近における生産過剰の傾向は、その結果として商品の販売をますます困難なものにしているが、このような販売の困難に対処する一方法として、特殊な販売形態である割賦販売制が特に重要視されるようになってきたことは周知のとおりである。それにともなつて、割賦販売の会計にたいする理論上および実務上の問題解決が重要な意義をもつようになってきている。

A. W. Holmes と R. A. Meier は、アメリカにお

- 1 代金の決済が、一会計年度以上におよんでいるものとして、つぎのような諸点を列挙している。⁽¹⁾
- 2 利益の計上される会計年度の適正な決定のため、その利益認識方法の決定
- 3 適正な割賦売掛金
- 4 取戻し商品の適正な棚卸原価の評価
- 5 取戻し商品の販売における利益または損失の決定

本稿では特に、第三の適正な割賦売掛金と密接な関

係のある未実現総利益の貸借対照表における表示方法を考察することにする。

G. P. Husband は「アメリカにおいては、割賦販売

による未実現総利益を貸借対照表に表示する方法について学者の間に、いまだ意見の一致を見ていな⁽²⁾」と云っている。

E. I. Field と L. W. Scherritt によれば貸借対照表上における未実現総利益勘定の表示方法について、これを大きく分類すると、つぎのように、三つの対立した見解があることを指摘している。⁽³⁾ 第一は、割賦売掛金勘定の評価勘定として表示する方法であり、第二は、繰延収益勘定として負債に分類する方法であり、第三は、所有主動定(資本勘定)の一項目として表示する方法である。以下順を追って、貸借対照表上における未実現総利益の表示方法について、それぞれの論者の主張する所を紹介しながら、その論拠を明らかにすることにしよう。

二 割賦売掛金勘定の評価勘定として表示する方法を支持する見解

第一の未実現総利益勘定を割賦売掛金の評価勘定として表示する方法についての見解は、R. N. Owens と R. D. Kennedy にみられる。⁽⁴⁾ 彼等によれば、割賦販売においては、代金の回収が行われるまでは、如何なる利益も計上しないため販売した商品を表示する価格は、その勘定面においては、代金が回収されるまでは原価で示すべきであると論じている。したがってもしも原価 \$100,000 の商品が、\$150,000 によって掛売された場合には、売掛金はふつう \$150,000 の価額でもって表示されるであろうがしかし、もしも商品が割賦販売制で販売されている場合には、利益は全く計上されず、販売される以前に棚卸商品または仕入勘定に記入されていた \$100,000 は、そのまま割賦売掛金勘定に示されることになるというのである。この場合、貸

借対照表では、つぎのように示されることになる。

割賦売掛金	150,000
差引：未実現総利益	50,000
	100,000

三 繰延収益勘定として負債に

分類する方法を支持する見解

以上のような未実現総利益勘定の表示方法に対して批判的な態度をとる A. W. Holmes と R. A. Meier は、彼等独特の論理でもって、第二の繰延収益勘定として負債項目に分類する方法を主張している。⁽⁵⁾

A. W. Holmes と R. A. Meier によれば、かりに、第一のように、未実現総利益勘定をもつて、割賦売掛金勘定から控除すべき勘定として取扱うとすれば、割賦掛金勘定の金額は、売上商品の未回収原価まで減少されることになる。その結果、借対照表を利用する人が、割賦販売契約を充分知らない場合には、割賦売掛金総額と、将来の利益見込額を過少に評価す

割賦販売による未実現総利益の借対照表における表示について(桑原)

九七(三四七)

る結果となるとして、この方法の難点をあげている。そして、第二の未実現総利益を繰延収益として負債の中に表示する方法に対しては、収益は事実上繰延べられてゐるといふ理由によつて A. W. Holmes と R. A. Meier は最も合理的なものであるとつづける。すなわち、A. W. Holmes と R. A. Meier によれば、繰延収益とされないものであると考えられねばならないにも拘らず、未実現総利益については、その金額は受取られていないのであるから、その受取られていないという理由でもって繰延収益とみるこの方法に対して、後述のように、若干の会計専門家は反対するが、しかしながら、繰延収益を代金回収の繰延と同様にみなし、契約を受取と同様にみる場合には (If a deferred credit is viewed as a deferral of the collections, and the contract as the receipt) 繰延収益として分類する方法が論理的であるとしてゐる。

A. W. Holmes と R. A. Meier 氏、前述の E. I.

Field と L. W. Scherritt による三つの分類のほかに、他の方法をあげている。もつともこの方法は、本質的には第二の繰延収益として表示する方法とよく似ているのであるが、未実現総利益勘定を普通の分類から分離し、貸借対照表に特別の貸方項目として示す方法であるとしている。たとえば、未実現総利益が三つの小区分に分けられる場合には、貸倒引当金と代金回収費用は、割賦売掛金から控除され、残余は、特別の貸方項目として示す場合である。

勿論、以上のようにして未実現総利益勘定を繰延収益勘定として負債項目に分類する方法に対しては種々の批判が存在することは言うまでもないが、そのうち最も典型的なものは A. A. A. Supplementary statement No. 1 の批判であるように思われる。これによれば、未実現総利益を負債項目として表示することに關しては、つぎのように述べている。⁽⁶⁾「繰延べ収益の部によく含まれている項目で割賦販売の際の未実現

総利益の様なものには負債ではない。この企業の業務が履行され、それに関する費用が充分客観的に測定され得る場合には、収益は、所得税計算上は繰延べが許されるとしても、公表する財務諸表においては繰延べてはならない。」

四 所有主勘定の一項目として表示する方法を支持する見解

第三の未実現利益勘定をもって、所有主勘定の一項目として表示すべきことを主張する論者は数多く見られる。

E. I. Field と L. W. Scherritt は、この第三の立場に立って、つぎのように、まず第一の方法による分類を批判したのち自己の見解を展開している。⁽⁷⁾

E. I. Field と L. W. Scherritt によれば、第一のように割賦売掛金の評価勘定として未実現総利益勘定を取扱うことは、割賦売掛金の価額を不当に低く評価

すると同時に、繰延収益をも低く評価する結果となる。割賦売掛金は元来、その勘定によって見積現金実現額を示しうるようにすればよいのである。この見積現金実現額は、次年度における見積損失および代金回収費用をカバーしうるような金額を、売掛金から控除することによって算出しうるのと論じ、そのため、未実現総利益の表示方法としては、第二の繰延収益として表示するか、第三の所有主勘定の一項目として表示する方法で行われなければならないと主張するのである。

未実現総利益勘定を貸借対照表上において、繰延収益として分類することは、実際には、最もよく行われている。しかし、E. I. FieldとL. W. Scherrittは、第三の所有主勘定の一項目として処理する方法が最も健全なものであると主張する。なぜなら、その勘定の性格は、本質的には、剰余金に生じた留保とは、全く異ならないからであるとしている。

E. I. FieldとL. W. Scherrittによれば、割賦販

割賦販売による未実現総利益の貸借対照表における表示について（桑原）

売を普通の販売と同様に見なすという根拠に立って、割賦売掛金勘定に含められている未実現総利益を年度末に注意深く見積り、この見積り価額を未実現利益の額に該当するところの剰余金として取扱うことがゆるされるであろうということを主張する。そして、さらに、そのような留保金ないしは未実現総利益勘定は、繰延ないしは前受予約金または同様な勘定と混合してはならないと主張する。なぜなら前者は、それを實現利益に転化するためには、代金回収費以外のどのような追加的なサービスまたは費用の提供 (condition) を要求しないが一方、後者は、それが實現すると考えられるまでは、新聞または定期刊行物を相当量の費用をもって発送しなければならないからである。

したがって、もしも帳簿に割賦売掛金と未実現総利益勘定をもっている企業が活動を停止した場合には、代金回収が全部行われることになる。ところが帳簿に前述のような前受金勘定をもっている企業が活動を停

止した場合には、前受金は払込者に対する負債となるであろうというのである。

E. A. Saliers は同様な主張を別の角度から論じて
526⁽⁸⁾

E. A. Saliers によれば、割賦売掛金の大部分は割賦金が満期になれば支払われるであろうから、未実現総利益は正味身代の性格があることはあきらかであり、このため貸借対照表の所有主勘定の部に表示すべきであるとする。したがって、それは前述のように普通名づけられている「繰延収益」とは異つたものである。何故ならそのような繰延収益は、それが実現するまでは、追加的なサービスが行われるであろうからである。たとえば、雑誌の予約金の形における繰延収益は、予約金の払込まれた条件が消滅するまでは取得されない。同様なことは、前受家賃の場合にもみられる。この場合に於いては完成しなければならぬサービスは賃貸家屋の使用なのである。ところが、割賦販売の場合に

おいては、未実現利益から実現利益への唯一のステップは、満期になった場合の各割賦金の金額の回収にすぎないことを指摘している。

また、同様な見解は、T. B. Taylor と H. C. Miller (9)、A. W. Johnson の両著にみられる。(9) 彼等によれば、販売が行われると売手は契約せる商品を発送するが、大抵の割賦販売契約では、あきらかに普通の売掛金であり、これらの契約は大抵の場合、忠実に履行されているため、利益の認識を代金回収まで繰延べることは、全く保守的な会計実務にすぎないと決をつけている。

H. A. Finney と H. E. Miller は更に、これを持つ分の分類という観点から論じている。(11)

H. A. Finney と H. E. Miller によれば、貸借対照表上における割賦販売による未実現総利益の表示方法に関しては、伝統的、慣習的な手続は、未実現総利益を繰延収益の項目のもとに示すことであることを指

摘したのち、最近の傾向によると貸借対照表は資産と持分を反映しなければならぬため、さらに、その貸方側を二つの基礎的な分類、すなわち負債と正味身代に分類されねばならないことを主張する。このアプローチによると、典型的な短期の繰延収益勘定に対しては困難を生じることはない。なぜなら、それらは普通、前受代金から生ずる商品の発送・サービスの完成に対応するものであり、その結果、その企業が他のものに対する債務の関係に立つことになるからである。このような場合には、繰延収益を負債として分類することは、問題なく適正である。しかし、H. A. Finney と H. E. Miller は、割賦販売による未実現総利益は前述の場合と性格が異つてゐることを指摘する。すなわち、割賦販売による未実現総利益にあつては、外部のものに対する債務が存在しないということである。貸借対照表の貸方側は、二つの基礎的な分類がなされる。その一方が外部の利害関係を示し、他方が所有主の利害

関係を示すと主張する人々は、未実現総利益勘定を繰延収益という分類に表示することの困難に逢着する。前述のごとく、割賦販売による未実現利益は外部のものに対する債務とは云へない。H. A. Finney と H. E. Miller によれば、かりに人が貸借対照表の貸方側にあつては常に二つの大きな分類をしなければならぬという考え方をとり入れた場合には、割賦販売による未実現総利益は疑いもなく負債としてよりも所有主勘定の一要素として示す方がより適正であるとす。

そして、H. A. Finney と H. E. Miller 自身も二つのグループの分類は、理論的には非常に望ましいものと信じている。——たとえば、それが現実の実務から遠くはなれていようと——なぜなら、それらは与信者の持分よりは、所有者の持分により密接に関係しているからである。しかしながら、このような分類にも問題がないわけではないことを H. A. Finney と H. E. Miller はつけ加えている。彼等は、未実現総利益

勘定を損益計算書においては利益として認識しないに拘らず、貸借対照表には所有主勘定の一部として未実現総利益を示すことは何としても矛盾であり、そして、そのような矛盾は、とうてい未実現総利益と利益剰余金との区別をするというだけでは除去されるものではないと主張する。さらに、将来、純利益となる見通しのない項目を所有主勘定のもとに含めることについても問題があることを指摘する。たとえば、将来、費用として発生すると予測される代金回収のための諸費用が存在する場合、未実現総利益をそのまま所有主勘定の中に含めることは、所有主勘定を疑問の多いものとするのである。勿論、相当部分の利益の実現が一年以上繰延べられている場合には、会計専門家は、その金額を挿入するか、または貸借対照表の脚注によって明らかにすべきであるとしている。なぜなら、そのような資料は、財政状態に関する意見をあきらかにする場合に重要となるであろうからである。

以上のようにして、第三の未実現総利益勘定を所有主勘定の項目として表示する方法を主張する論者は数多く見られ、これらは、さきの二つの表示方法の論者の論拠に較べると会計理論上最も合理的であるように思われる、しかしながら、このような表示方法に対して前述の繰延収益としての表示を主張するところの A. W. Holmes と R. A. Meier によって決定的な批判がなされている⁽¹²⁾。彼等の批判の論拠は簡単である。すなわち、かりに未実現総利益勘定が所有主勘定の項目として貸借対照表上に表示されると、未実現総利益は総利益と同様にみなされる結果となる。そのためこの方法によると、割賦基準の基本的前提に対立することになると主張されるのである。

五 折衷的な見解

以上のような見解のほかに折衷的な見解もみられる。M. Moonitz と C. C. Staehling によれば⁽¹³⁾、未実現

総利益の残高をもって、回収代金を受取った時に支払う所得税に対する負債を含めた混合貸方残高であるとされている。そのため、彼等は負債の過少評価、および所有主勘定の過大評価を避けるためには、所得税の部分は負債として評価し、分類すべきであるとしている。

したがって、彼等にとっては、未実現総利益（ないしは、繰延総利益）の名称は誤った名称であり、「繰延べられる」ものは何もないのである。所得税該当額は貸方として適正に評価され、分類されるが、残余は「実現」利益であり、その中には何ら繰延の要素を見出すことが出来ない」と主張するのである。かくして、

彼等は、もしも会社が所得税目的に対しても、また、一般経営目的に対しても、回収基準を採用している場合には、未実現総利益は、割賦売掛金に対する評価勘定とすることを認めているが、もしも、会社が一般経営目的としては販売基準にもとずき、所得税に関する限りは、回収基準による場合は、未実現総利益は部分

的には負債であり、部分的には資本であるとしている。

W. E. Karembrock と H. Simmons は、⁽¹⁴⁾ 割賦販売

における商品の代金の回収が合理的に確定されえない場合には、未実現総利益は割賦売掛金の評価勘定と見なしうるが、代金の回収が確定するとその場合には、出資者持分として考えねばならないと主張する。しかしながら、その実現が確定的であると考えられる時には、損失、回収費等々を含む割賦販売についての継続的な費用が予想しうると考えられる。そのような場合には、総利益を貸借対照表においてはつぎの二つの部分に分けることが合理的であろうと云っている。

(1) 割賦勘定の実現より発生する諸費用にたいする引当金。この引当金は割賦売掛金残高より控除される。

(2) 当期の割賦販売より生じた純利益を表はす金額。この金額は出資者持分の部分に含められる。

G. H. Newlove と S. P. Garner は、⁽¹⁵⁾ 未実現総利益

を割賦売掛金の評価勘定として示すことは、理論的には首尾一貫しているが、資産全体を低く評価するという理由で、この方法に反対している。しかし未実現総利益を所有主勘定に示す方法については、商品に対する所有権が、代金決済が完了するまで買手に移転しない場合にかぎり繰延収益として負債勘定に分類する方法よりもすぐれていると主張する。この主張は、W. A. Paton⁽¹⁶⁾ および G. R. Husband と W. J. Schlatter⁽¹⁷⁾ においてもみられるところであるが、実際には、割賦販売における所有権の所在の如何については、実質的な差異が存在しないために一般には区別されていないのが実情である。⁽¹⁸⁾

以上種々の折衷的な見解をあげて来たが、いづれも理論的に論理の一貫性を欠き、とうてい前述の批判にたえられるものではない。

六 対立する諸見解の評価とその問題点

以上、割賦販売による未実現利益の貸借対照表上における表示方法について、その対立的な見解を検討して来た。われわれは、これらの諸見解を吟味するためには、その前提としてまず、何故見解がこのように対立するのであるか。この点について検討しなければならぬと思う。

G. R. Husband は、貸借対照表における未実現利益の表示方法について諸見解が対立する、その基本的な原因として、つぎのような点をあげている。すなわち、「割賦基準が利益の認識において、現金主義と実現主義の混合物であるという事実、すなわち、割賦売掛金は実現主義で記録されているのと同じ方法で記録されており、利益は現金回収だけを基礎として稼得されたものとして認識されるという事実からおこっている。」⁽¹⁹⁾ ことを指摘している。

それならば何故このような事実がおこるのであろうか。このような疑問に対しては、アメリカにおける割

賦販売の会計実践を具体的に知る必要があるようにと思われる。

I. I. Siegel は、アメリカにおける割賦販売の会計実践が、会計上における通説的な処理によることなしに、割賦売掛金の計上がなされていることを、つぎのように指摘する。「厳密に言えば、割賦基準によって販売された商品に対する所有権は、商品の代金が顧客によって全部支払われるまでは移転しないけれども、販売した商品を棚卸商品勘定の中に含めることは通常行われ⁽²⁰⁾ない。」

そして他方、利益の計上については、アメリカの会計実務では、税法における割賦販売に対する選択的な規定、すなわち、割賦基準と発生主義のいずれかを選択して所得税の申告をするという規定を利用し、会計実践ではより有利な計上利益の選択という二者択一のな会計処理が行われていること、そして、さらに所得税の申告において割賦基準を選択する場合であっても、

日常の帳簿の処理は、割賦基準にもとづく必要がないという税法の規定を利用して、会計処理の能率化ないしは簡便化という観点から、日常の会計処理は発生主義によって行い、所得税の申告書を作成する時にあって、割賦基準にもとずいて行われていること、この点を A. W. Holmes と R. A. Meier は「割賦基準と発生主義との結合」と題して、つぎのように述べている。

「割賦売掛金が数期以上にまたがり、年々の総利益率が異なる場合、割賦基準による現金回収の継続的な分析は、多くの事務労働を必要とする。継続的な現金回収の分析という面倒な仕事を避け、それと同時に、発生主義にもとずいて計算された純利益に適当な期末整理をすることによって、連邦所得税における割賦基準の恩典をうけることが可能である。」

各会計年度末においては、未実現利益の金額は、販売年度毎に割賦売掛金を分析して年度別となし、それから各年度の販売にもとづく未収金合計に、それぞれ

の年度の総利益率を適用することによって得ることが出来る。

ある年度末における未実現総利益の金額がその年度の初めの金額をこえる時には、その増加分を、発生主義の純利益から控除すれば割賦基準の純利益をうるこゝとが出来ゝ。年度末における未実現総利益額が、その年の初めにおける金額より少い場合には、割賦基準の純利益をうるためには、この減少分が発生主義利益に加えられる。

簿記の手續には種々のものがあるが、その最も簡単な方法は、発生主義にもとずいて毎月および毎年度末に報告書を作成し、割賦基準にもとずいて、所得税申告書を作成することであろう。しかしながら、発生主義による純利益が割賦基準による純利益額を超える場合には、所得税の支払は、少ない方の金額によって計算されていることを認識しなければならぬ。それゆゑ発生主義にもとずいて作成される年々の損益計算書

については、割賦基準の純利益をこえる発生主義純利益の実質的な超過分に対応する税金を計算することが必要である。⁽²¹⁾

「二者択一的な簿記手續は、つぎの段階を通じて行われる。

- a 発生主義にもとずいて帳簿を締切る。
- b 前年度末における未実現総利益の金額を利益剰余金勘定へもどす。
- c その年のおわりにおける未実現総利益の金額を剰余金から差引計上する。
- d 前項cの金額を貸借対照表に剰余金留保として示す。
- e 剰余金計算書には、割賦基準による年々の純利益を表示するため、発生主義による純利益の数字に未実現利益金額における変動を附加する。（または、発生主義による純利益の数字から、変動せしめ金額を控除する。）⁽²²⁾

以上の割賦販売の会計の実務内容から特徴的にいえることは、会計処理が税法の規定を利用して納税額を少くするという企業の基本的な要求に合致するように行われると同時に、税法の認める範囲内において、その計算方法が簡便化され、その手続がさらに技術化され制度化されているといえることである。

割賦売掛金勘定を発生主義ないしは実現主義でもって認識し、利益を回収基準ないしは現金主義でもって認識することは、W. A. Paton が比喩的に “to have one's cake and eat it too” (矛盾したことは出来な(23)いという意味)、と云ってゐる(23)ように、それが会計理論としては容易ならぬ問題であるとしても、現実の会計実践は、かかる会計理論には関係がない。税法の規定をフルに利用して納税額を少くすると同時に、その計算手続自体の簡便化を目指す企業の立場としては、当然の帰結であり、利益の追求を終局の目的とする企業にとっては、何ら矛盾のない当然の会計実践である

といわなければならない。そして、割賦販売による未実現総利益勘定の貸借対照表上の表示方法に於ける問題は、かかる過程の中で、会計理論上の矛盾として発生したものにほかならない。したがって、表示方法をめぐる見解の対立が発生する本質的な特徴は、それが前述のように会計理論上においても問題があると思われるアメリカに於ける特殊な税法規定を利用して行われるところの矛盾した会計実務を合理化しようとする会計学者の会計理論上の問題にすぎないといえるであろう。

最後にわれわれが指摘しておかなければならないことは、以上のように、割賦販売による未実現総利益の貸借対照表における表示方法に対しては、従来の会計学者の間には種々の見解があり、その意見がいまだ一致していないと思われるにも拘らず、会計実践では、前述のごとく一貫して未実現総利益を繰延収益として表示し、それが伝統的に慣習化されているということである。換言すれば、このように会計実践では繰延収

益として表示することが慣習化してゐるにも拘らず、会計理論がいまだ明確な回答を与えてゐない理由は、一体どこにあるのだろうか、といふことである。そしてこのことは同時に、この問題に対して会計実務とのもののとの科学的意義研究の重要性を示唆してゐるかのやうに思はれる。

- (1) A. W. Holmes & R. A. Meier, Intermediate accounting, 2nd ed., 1954, p. 402.
- (2) G. R. Husband, Installment account, in Accountants' handbook, 4th ed., ed. by R. Wixom, 1956, sec. 11, p. 38.
- (3) E. I. Field & L. W. Scherritt, Advanced accounting, 1946, p. 18.
- (4) R. N. Owens & R. D. Kennedy, Accounting, elementary theory and practice, 3rd ed., 1950, p. 471.
- (5) A. W. Holmes & R. A. Meier, *ibid.*, p. 419.
- (6) A. A. A., Supplementary statement No. 1, 1950. (註釋附録)
- (7) E. I. Field & L. W. Scherritt, *ibid.*, p. 18.
- (8) E. A. Saliers, Modern practical accounting, advanced, 1947, p. 341.
- (9) T. B. Taylor & H. C. Miller, Intermediate acc-

- ounting, 2nd ed., 1938, p. 270.
- (10) A. W. Johnson; Intermediate accounting, revised ed., 1958, p. 531.
- (11) H. A. Finney & H. E. Miller, Principles of accounting, advanced, 4th ed., 1952, p. 138.
- (12) A. W. Holmes & R. A. Meier, *ibid.*, p. 419.
- (13) M. Moonitz & C. C. Staehling, Accounting, an analysis of its problem, 1952, p. 223.
- (14) W. E. Karrenbrock & H. Simons, Advanced accounting, 1955, pp. 173-4.
- (15) G. H. Newlove & S. P. Garner, Advanced accounting, Vol. 1951, pp. 467-8.
- (16) W. A. Paton, Essentials of accounting, 1938, p. 606.
- (17) G. R. Husband & W. J. Schlater, Introductory accounting, 1949, pp. 424-5.
- (18) M. Moonitz & C. C. Staehling, *ibid.*, p. 230.
- (19) G. R. Husband, *ibid.*, sec. 11, p. 38.
- (20) L. L. Siegel, Accounting for installment sales companies, in Handbook of accounting method, ed. by J. K. Lasser, 1950, p. 754.
- (21) A. W. Holmes & R. A. Meier, *ibid.*, p. 419.
- (22) A. W. Holmes & R. A. Meier, *ibid.*, p. 420.
- (23) W. A. Paton, *ibid.*, revised ed., 1948, p. 627. ヲ ー ー ナ ン ン “to have one's cake and eat it too” ヲ 讀 ズ ビ ン ナ ン “to eat one's cake and have it too” ヲ 類 推 せ ば 可 也。